

税金などを 払う期限



市民税・県民税 1期 6月30日(金)

国民健康保険料 1期 6月30日(金)

下水道事業受益者負担金 1期 6月26日(月)

国民年金保険料 5月分 6月30日(金)

忘れずに払いましょう



静岡市国際交流課が
やさしい日本語にしました。